

生・性を語るエドゥケーター認定制度 募集要項

1. 生・性を語るエドゥケーター認定制度とは

生・性を語るエドゥケーター認定制度とは、いのちの教育、性教育、プレコンセプションケアとしての健康教育、妊娠・出産の知識を広める教育を提供する助産師が一定の教育実践能力の水準に達していることを認証する制度です。この認定者を「生・性を語るエドゥケーター（以下 エドゥケーター）」とします。（公社）東京都助産師会では、全ての人々のセクシャルリプロダクティブヘルス/ライツ：性と生殖の健康と権利（以下SRHS）が保障される事を目指しています。

【エドゥケーターの役割】 認定者の役割は以下の2点をあげています。

- 1) 科学的知識、人権に基づき、対象のニーズにあった生・性に関する教育（包括的性教育）を提供することができる。
- 2) 広く社会に生・性の教育を普及させる。

【エドゥケーターとしての姿勢と信頼の維持について】

「エドゥケーター」として、高い倫理観と専門性が求められます。性教育講師は、生徒（子どもたち）の健全な性意識と人間関係の形成に重要な役割を果たすため、常に自己研鑽に努め、最新の知見を取り入れながら、生徒（子どもたち）の心身の健康と安全を第一に考えた授業を行うことが重要です。

以下のような言動や行為が認められた場合、いのちの教育委員会での検討をし、全員の一致がある場合にエドゥケーター登録を取り消すことがあります。

- ・生徒（子どもたち）の年齢や発達段階に適さない内容を扱うこと
- ・特定の価値観を押し付けたり、偏った情報を提供すること
- ・生徒のプライバシーや個人情報を適切に扱わないこと
- ・性的同意や人権尊重の重要性を軽視すること
- ・自身の私生活において、性教育講師としての信頼性を著しく損なう行為をすること

講師としての責任を自覚し、以下を常に心がけていきましょう。

- ・生徒（子どもたち）の安心・安全な学びの場を保障する

- ・ 科学的・人権的な視点に基づいた正確な情報を提供する
- ・ 生徒(子どもたち)の尊厳を尊重し、安心して質問・相談できる雰囲気を作る
- ・ 常に自己研鑽を続け、最新の知識を積極的に取り入れる

2. 生・性を語るエドゥケーター認定制度の概要

1) 対象

東京都助産師会(以下、本会とする)会員の助産師

2) 生・性の教育の種類

教育名	内容	主な依頼者
いのちの教育	いのちの教育を通して自分の心と身体を大切にすること、大切にされることが重要であることを学び、子どもたちの自己肯定感を高め、自分や他者を尊重することを学ぶ。	幼稚園・保育園、小中高校、特別支援学校、PTAなど
性教育	生殖器を含む身体の構造、第二性徴、精通や月経のしくみ、心と身体とのつきあい方、妊娠と出産、避妊、人工妊娠中絶、性感染症、性暴力、デートDV、性の多様性、人間関係、性的同意など、対象者のニーズに合わせたSRHRについて学ぶ。	小中高校、特別支援学校、専門学校、短大、大学など
プレコンセプションケア(※)としての健康教育	妊娠のメカニズム、月経のしくみ(月経異常、月経痛、PMS、PMDD等)、性感染症、不妊、性的同意、妊娠前に気をつけること、セルフケア、出産後の生活など、将来のライフプランを考えるにあたり、男女ともに性とSRHRについて、予防接種の推奨について学ぶ。	一般企業、大学、結婚式場など
人々に起こりうるライフイベントについての教育	妊娠・不妊・出産・産褥・新生児や乳児・育児について・ライフイベントに伴うホルモンバランスの変化とメンタルヘルス、プレストアウエアネスや乳がん検診、子宮がん検診についての啓発について学ぶ。	タクシー会社、結婚式場、一般企業など

※プレコンセプションケアとは、若い世代(女性と夫・パートナー)のためのヘルスケアであり、現在の体の状態を把握し、将来の妊娠やからだの変化に備えて、自分たちの健康に向き合うことです。

3)認定の条件

生・性を語るエドゥケーターの認定条件は以下の通りです。

認定は、生・性の教育を自立して行うことができるレベルと考えます。

① 認定研修会への参加

・年間3回：夏頃、秋（東京都委託講習会）、冬頃の研修会を実施

6月に年間予定発表、HP（イベント情報）、メルマガ、地区分会からのお知らせ
します

・申請時直近2年以内に合わせて3講座以上受講し、受講後アンケートを提出している
こと（認定申請必要項目への回答）

・できれば、性教育講座と教育方法論を含めて受講

※原則は本会のいのちの教育委員会主催の認定研修会を3回以上受講することが条件であるが、
下記の講習会・学会・研修会の受講票（参加票）を提出することで受講といたします。

・いのちの教育委員会内で審議の上認められた、学会、講習会、研修会等

（公的、またはそれに準じた団体の行うもの）

日本母性衛生学会（同学術セミナー）・東京母性衛生学会（同学術セミナー）・日本家族計画協会（jfpa）
の思春期保健相談士のセミナー・（一社）”人間と性”教育協議会・日本思春期学会・ピッコラーレ等の有
料研修・学会

② 生・性の教育の実施経験（過去3年間で6回以上の実施）

※教育の実施経験の対象者は、学校や地域での児童・生徒、保護者等への性教育の実施
とし、看護学生への教育（授業）は対象外といたします※

※性教育実施経験のある方は面談にて内容の確認をさせていただきます※

③ ②の条件を満たさない場合は、現エドゥケーターによる生・性の教育を2回程度見学した後、模擬授業
（プレゼンテーション）を1回実施し、エドゥケーターとして自立して実施できると判断されることを条件とする。

【見学について】

・見学の機会は、本会いのちの教育委員会から年間通して提供することができる。

（詳細については、2025生・性を語るエドゥケーター認定申請・更新についての中の

『性教育講座の見学制度』を参照またはいのちの教育委員会へメールにてお問合せください）

【模擬授業(プレゼンテーション)について】

- ・模擬授業実施の際、生・性の教育の経験がある助産師(エドゥケーター)が相談役になる。
- ・相談役エドゥケーターは、内容について相談、確認、アドバイスを行う。
- ・模擬授業内容によっては再実施が必要となる場合がある。
- ・30分の1コマの授業を想定して、zoomにて模擬授業を行う。
- ・テーマ、対象は自由に決めてよい
- ・いのちの教育委員2名と、相談役エドゥケーターが模擬授業を受講し評価する
(評価基準は事前に告知)。
- ・日程は、相談にて決定する。
(申請前に実施する必要があるため、準備期間も必要なため、早めにご相談ください。)

4) 認定のメリット

生・性を語るエドゥケーターの認定者となるメリットは、以下の5点が挙げられます。

- ①学校などから東京都助産師会に性教育講演依頼があった場合、認定者に案内が優先される。
なお、事前ヒアリングにより講師が決定している場合などは、この限りではありません。
- ②やむを得ず、学校などからの報酬が本会の規定額を下回った場合は、手続きの上、本会から充当されることがある(回数制限あり、別紙参照)
- ③認定者は、名刺などに「(公社)東京都助産師会認定 生・性を語るエドゥケーター」の名称を用いることができる。
- ④本会にある教材を無料で使用することができる。(送料別:着払い)
- ⑤新規認定者の初回授業について

新規認定者が安心して授業に臨めるよう、初回の授業は経験者が同伴し、授業後に振り返りを行う機会を設けます(原則必須)。

- ・授業の進行や学校との打ち合わせをスムーズに進めるため、事前相談も可能です。
 - ・振り返りを通じて、良かった点や改善点を確認をし、次回以降の質を高めます。
 - ・本来は、認定者自身が経験者に依頼し、謝礼をお渡しする形が望ましいですが、必要に応じていのちの教育委員会も調整をお手伝いします。
- より良い授業のために、積極的に振り返りをおこない、継続的に学ぶ姿勢を大切にします。

5) 生・性を語るエドゥケーター認定研修会(いのちの教育委員会主催研修会)の研修費を年2回 無料とする。(その年度に限る)

3. 生・性を語るエドゥケーター認定の申請方法

1) 認定に必要なもの

① Googleフォームにて申請(a.氏名、b.住所、c.勤務先、d.所属地区分会、e.専門部会、f.会員番号

g.連絡先(メールアドレス、電話番号) h.助産師経験年数 i.生・性の教育の実施記録(性教育の経験年数、過去3年の生・性教育の実施の記録:多数の場合は主の6件を記載し、ほかは日付と学校名のみでよい) j.

生・性の教育の見学日、学校名、対象、内容、実施エドゥケーター名・模擬授業 実施記録(jの実施経験のない場合のみ) k.研修受講状況

② 認定料(10,000円 認定後納入)

2) 認定の手続き(当会HP会員ページ「お知らせ」欄参照)

春:①申請期間(4/1~4/30)にGoogleフォームで申請

②5月 審査(面談:実施状況の確認・模擬授業等)

③6月 委員会承認、理事会承認・認定

認定の可否の連絡、認定料の納入、認定証発行

秋:①申請期間(10/1~10/31)にGoogleフォームで申請

②11月 審査(面談:実施状況の確認・模擬授業等)

③12月 委員会承認、理事会承認・認定

認定の可否の連絡、認定料の納入、認定証発行

4. 生・性を語るエドゥケーター認定の更新

生・性を語るエドゥケーター認定は、2年更新(更新料10,000円)とし、認定更新には、研修会への参加、受講後アンケート必要項目へ回答、提出(委員会主催研修・東京都委託講習会を含む)が必要です。2年間に3回以上研修会に参加して最新の知識の習得に努めましょう。研修会の日程・内容については、随時お知らせします。(研修会のお知らせ等参照)また、更新までの2年間に4回以上の性教育の実施(年代、規模は問わず)をすること。

※教育の実施経験の対象者は、学校や地域での児童・生徒、保護者等への性教育の実施とし、看護学生への教育(授業)は対象外といたします※

更新の手続きは下記のGoogleフォームにて行っていただきます。

5. 生・性を語るエドゥケーター認定の更新申請延長について

条件が満たせない場合、更新時期延長申請ができます。申請が承認されれば更新時期が1年延長され、翌年に更新申請となります。延長を希望する場合は、Googleフォーム内で更新終了時期までに、いのちの教育委員会に申し出てください。以下、翌年更新時に必要な条件となります。

1)更新保留者は次の1年のうちに必ず2回の研修会

原則として東京都助産師会いのちの教育委員会の研修会を2回受講していただきます。

やむを得ず受講できない場合に限り、条件(上記 2.認定制度の概要3)認定の条件①)を満たすことにより、認定講習会参加に替えることができます。

2)1年の保留期間中は、「生・性を語るエドゥケーター」の呼称は無効となります。

6. 申請用googleフォーム

①認定の申請が初めての方（新規）

* 申請用フォーム(イースター黄色)

<https://forms.gle/BfYk8vgrCkW2nAFGA>



②認定の更新の方（更新）

* 更新用フォーム(イースターピンク)

<https://forms.gle/aE7NDK179wM6KzEB6>

